

定 款

株式会社 情報企画

# 定 款

## 第 1 章 総則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 情報企画と称し、英文では I n f o r m a t i o n  
P l a n n i n g C O . , L T D . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む会社の株式（または持分）を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) コンピュータソフトウェア及びハードウェアの企画・設計・開発並びに販売・保守及び賃貸管理
- (2) コンピュータシステムによるデータ入力及びそれに伴う事務処理の受託
- (3) コンピュータによる情報処理サービス、情報提供サービス
- (4) 企業経営、金融、財務、経理、管理、人事、総務、情報システム等に関するコンサルティング及び教育、研修等の業務
- (5) 企業合併・企業提携・営業譲渡・有価証券譲渡に関する調査、仲介及びコンサルティング
- (6) 労働者派遣事業法に基く労働者派遣事業
- (7) 不動産の売買、管理、賃貸、鑑定及びその仲介並びに不動産活用に関するコンサルティング
- (8) 建物、駐車場及びその附帯設備の保守、点検、管理、警備、清掃業務
- (9) 前 7 号及び 8 号に附帯する機器、材料の販売及び工事に関する業務
- (10) 家具、事務用機器の販売並びにインテリア装飾の設計、製作、施工に関する業務
- (11) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の募集に関する業務
- (12) インターネットによる通信販売業務
- (13) インターネットを利用した各種情報提供サービス
- (14) インターネットを利用したホームページの企画及び運営
- (15) 事務代行サービス
- (16) 介護サービス
- (17) 上記各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関の設置)

第 4 条 当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、81,800,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株式取扱規則)

第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

## 第3章 株主総会

(基準日)

第10条 当社は、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日より3ヶ月以内にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決議要件)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決

権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役

(員数)

第16条 当社には、監査等委員である取締役以外の取締役8名以内、監査等委員である取締役5名以内を置く。

(選任)

第17条 取締役の選任は、株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第18条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。

## 第5章 取締役会

(代表取締役及び役付取締役)

第19条 取締役会は、監査等委員である取締役以外の取締役の中から代表取締役若干

名を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

第20条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
3. 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、その決議により、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
5. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

## 第6章 監査等委員会

(常勤監査等委員)

第21条 監査等委員会の決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。

(監査等委員会)

- 第22条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

## 第7章 取締役及び会計監査人の責任免除

(損害賠償責任の一部免除)

- 第23条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
2. 当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる当会社に対する損害賠償責任を限定する

契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

## 第 8 章 計算

(事業年度)

第 2 4 条 当社の事業年度は、毎年 1 0 月 1 日から翌年 9 月 3 0 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 2 5 条 当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 2 6 条 剰余金の配当としての期末配当は毎年 9 月 3 0 日、中間配当は毎年 3 月 3 1 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対してこれを行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 2 7 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。